

第3回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和4年4月15日 午前10時00分
 閉会の日時 令和4年4月15日 午前10時10分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子		○	委任状
6	廣 瀬 淳		○	委任状
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	高 井 眞佐実	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 3 番	都丸	正隆	委員
	議席 4 番	齊藤	由香	委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	千木良	典行	
	副事務局長	(農業振興係長)	小野	宏仲
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田	徳之
	主 任	中嶋	辰哉	
	主 事	儘田	早紀	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前10時00分>

事務局

おはようございます。

今日は研修会ということでお集まりいただきましたけれども、急遽総会を行わなければならなくなりましたので、まず総会の方を開催させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆様おはようございます。

始まる前に、毎回のことでございますけれども、新しい方が多いので、携帯電話をお持ちの方は、マナーモード又は電源を切っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の総会につきましては、4月5日に開催しました第2回の総会で許可決定をいたしました案件につきまして、改めて皆様にお諮りしなければならず、開催した次第でございます。ご了承をお願いします。

それでは、令和4年度第3回渋川市農業委員会総会を開催いたします。皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ今の出席委員は19人中17人で、会議は成立しております。

なお、議席番号5番、鳥山孝子委員、6番、廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。

さっそくですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。

本会議の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題としたいと思います。議事録署名委員に、3番、都丸正隆委員、4番、齊藤由香委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は都丸正隆委員と齊藤由香委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第1、議案第1号、農地法第4条に規定による

許可決定について、許可決定分を議題とし、処分の決定の保留を求めます。申請番号4の3番許可決定分の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて説明させていただきます。

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請、許可決定分につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、許可決定分、次の農地法第4条の規定による許可申請について、処分の決定の保留を総会にお願いするものです。

申請番号4の3番許可決定分につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の3番許可決定分は、令和4年3月8日開催の総会において、処分を保留とし、4月5日開催の総会において許可決定した案件であります。本案件については、500平方メートルを超える土地に土砂を搬入するため、事業の施行には渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の許可が必要であり、今回の転用申請書類に当該条例の担当課が受付した申請書が添付されていることから、許可の見込みがあると判断したものであります。

しかしながら、4月6日、当該条例担当課より、今回の申請地以外で条例違反が確認されたことから、今回の申請地に対しても許可は出さないとの報告がありました。許可の見通しを確認したところ違反が是正となった時点で、今回の申請地に対しては許可となる見込みとの回答でありました。

つきましては、農地転用の許否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思います。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の3番許可決定分の1件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

14 番

はい。14番、角田。

議 長	はい、14番、角田壽一委員。
14 番	他に、違反した場所というのは、ここでは公開できない決まりなんではないですか。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	土砂条例違反があった土地ということでよろしいでしょうか。
14 番	先ほど、他の案件について、保留というか許可が出せないという場所があるという話は、ここでは説明できないのですか。
事務局	はい、議長、農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	他の案件というのが、農地法の規制がかかる農地ではない山林の案件で、担当課の方が、先ほど申し上げた土砂等に関する規制の条例の届出がなかったということが確認されたことから、許可がおりないということになっております。その許可がおりないにあたり、今回の北橘の申請地も土砂の規制の条例の対象となるのですけれども、他のところが違反があるので、北橘地内のこの申請地も土砂の条例は許可を出さない、というような報告があったものであります。
14番	では、他のところをクリアして条例の許可が下りれば、この案件も必然的に許可になる、そういう考え方でいいわけですね。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	担当課から聞いたところ、他のところの違反が是正されれば、北橘のところは許可をしていくというような回答がございましたので、農地法のところも他法令の許可見込みがあるという判断で、土砂の条例が許可になれば、やむを得ず、こちらの方も許可していくというようなことが妥当ではないかなと考えております。

議 長	今やむを得ずという答えでしたけども、やむを得ずでしょうけれども、他の案件が許可になれば、必然的にこちらも農業委員会としては許可を出すという方向にならざるを得ないと思うのですが、どうでしょうか。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	はい。許可妥当というところになった時点で、来月の総会でお諮りをするということになろうかと思います。
議 長	では来月待ちということよろしいですかね。
14 番	はい。
議 長	それでは他に何かございますか。
18 番	はい、議長。18番、石田。
議 長	はい、18番、石田玉枝委員。
18 番	前の総会の時に駄目だという理由が見つからないんだと。でも、今回の理由が一つできたわけですね。だから保留という形をとって当然だと思う。以上です。
議 長	その他にございますか。
	（「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第1号、申請番号4の3番許可決定分の1件は、本日時点で、他法令の許可もしくは許可見込みが確認できないことから、処分の決定を保留とすることでご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号4の3番許可決定分の1件については、処分の決定を保留とすることに決しました。 以上をもちまして、第3回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会　＜１０時１０分＞